



観光パートナー都市協定書

日光市と倶知安町は、平成22年（2010年）8月23日に本協定を締結する。

- 1 日光市と倶知安町は、両都市間の市民の往来及び交流を推進すること並びに他地域からの誘客を推進することにより地域経済の活性化を図るため、観光パートナー都市の関係を樹立することに合意したので、観光パートナー都市協定を締結する。
- 2 日光市と倶知安町（以下「パートナー都市」という。）は、それぞれの区域及び他の地域で実施されるプロモーション事業での情報提供等のプロモーション活動（以下「プロモーション活動」という。）において共同宣伝を実施する。
- 3 パートナー都市は、次に掲げるプロモーション活動について相互に支援し、協力し、又は共同して実施する。
 - (1) パートナー都市がそれぞれ実施するプロモーション活動
 - (2) パートナー都市のそれぞれの区域で活動する観光機構、観光団体が実施するもので、パートナー都市間の市民の往来及び交流を推進するものに係るプロモーション活動
 - (3) パートナー都市及び観光機構、観光団体が首都圏などの他の地域から誘客を図ることを目的とする広域プロモーション活動
- 4 パートナー都市は、プロモーション活動の支援及び協力を実施するに当たっては事前に十分な協議を行い、パートナー都市双方合意の上進めるものとし、具体的な内容については、別に定める。
- 5 プロモーション活動に要する費用は、原則として次に掲げるとおりとする。
 - (1) 日光市の区域において実施される事業については日光市が、倶知安町の区域において実施される事業については倶知安町がそれぞれ負担する。
 - (2) 首都圏などの他の地域で実施する広域プロモーション事業に係る費用の負担については、その都度協議して定める。
- 6 本書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の前3月を経過する日までに日光市又は倶知安町のいずれかがこの協定を更新する意思のない旨を文書により申し出ないときは、1年ごとに更新されるものとする。
- 7 本書に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、パートナー都市双方協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、日光市、倶知安町両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。



日光市長 斎藤文夫



倶知安町長 福島世二